

寝屋川市みどりの基本計画改定版（骨子案）《概要版》

1. 寝屋川市みどりの基本計画の改定にあたって

1-1. みどりの基本計画とは
都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

1-2. 改定の背景

①社会情勢の変化
人口減少・少子高齢化、市民の価値観の多様化、地球温暖化をはじめとした環境問題、生物多様性の保全などにおける環境志向の高まり、自然災害の頻発や激化に対応した安全安心なまちづくりにおける、多様な主体の連携による共助の地域づくりの必要性

②関係法令、上位計画等の動向
都市公園における民間活力の活用、多様な主体によるみどりの利活用や農地の保全と多様な機能の発揮、生物多様性の確保に向けた取り組みの重要性、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

③本市のみどりに関する動向
集約連携型のまちづくりに向けた都市機能の集約化とポテンシャルの活用、人口減少等によるみどりの担い手不足への対応、長期末整備の都市公園の再編や、公園施設の計画的かつ効果的な維持管理

④みどりの取り組みの実績
「協働によるみどりのまちづくり」をテーマに、緑化モデル優先地区における重点的な緑化の推進をはじめ、協働によるみどりの保全・創造、緑化の推進、普及に関する取り組みを展開

3. 本市のみどりの現状

<みどりの現状>
○緑地全体は358.97haで市域面積に対する割合は約14.5%となっています。
○施設緑地（都市公園、公共施設緑地）は全体で197.26ha、このうち都市公園が126.97haとなっています。
○地域制緑地は全体で161.71ha、そのうち生産緑地地区が63.70ha、市街化調整区域内農地が70.32haを占めています。

みどり: 周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど

<緑被地の現状>
○本市の緑被面積は451.06haであり、本市域面積に対するみどり（緑被）に覆われた面積の割合は約18.3%となっています。

緑被地: 緑地の中で樹林や樹木で覆われたエリア、草地等（樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など）で覆われたエリア、及び農地エリア

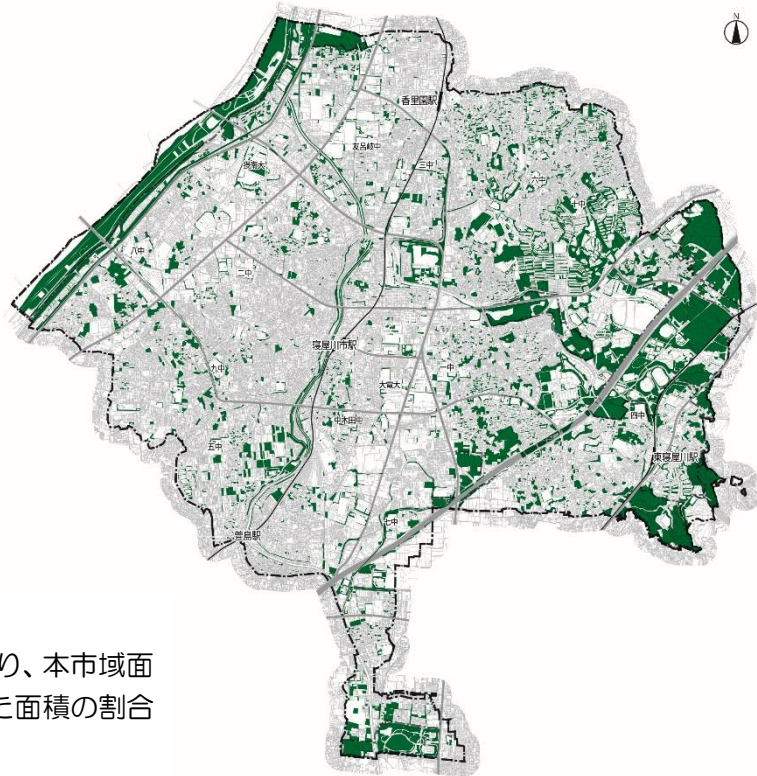


図 緑被地の分布

2. 計画の枠組み

2-1. 目標年次、計画対象区域
目標年次は概ね20年後の平成52年、計画対象区域は都市計画区域（寝屋川市全域：2,470ha）

2-2. 各主体の役割
本計画は、市民、事業者、学校、行政が適切な役割分担のもと、それぞれが連携・相互支援を図りながら協働の取り組みを進めます。

生活環境の改善や良好な都市景観の形成に寄与するみどりを貴重な財産として認識し取り組む

市民

事業者

みどりを守り育てることは、操業する地域等への社会貢献事業として認識し取り組む

多様な主体による協働のみどり

行政

本計画に基づき、多様な主体と連携しつつ、みどりの将来像の実現に向けて取り組む

学校

次世代を担う学生等の緑化意識の育成や、地域の活動拠点としての役割を認識し取り組む

4. 本市のみどりの課題

みどりの保全	みどりの充実	みどりの創出
①淀川（淀川河川公園） ②河川・水路 ③農空間（樹林地、農地、ため池） ④大規模公園等（打上川治水緑地、寝屋川公園等） ⑤社寺林・保存樹 ⑥旧集落地のみどり ⑦歴史街道 ⑧ゆとりある住宅地のみどり	①大規模公園等（打上川治水緑地、寝屋川公園等） ②都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園など） ③学校グラウンド、公共公益施設 ④緑道（友呂岐緑地など） ⑤幹線道路とその沿道地のみどり ⑥河川・水路（寝屋川等） ⑦住宅地（全般）のみどり ⑧商業・業務地のみどり ⑨住工共存地のみどり	①都市公園等（住区基幹公園、その他都市公園など） ②密集住宅地区のみどり ③まちづくり計画におけるみどり
守り、育てることが課題です。	機能の向上や活用促進等による充実が課題です。	新たな整備等による創出が課題です。
みどりのネットワーク	協働のみどり	
①水辺空間や歴史街道 ②主要な幹線道路 ③桜街道	①市民との協働によるみどりづくり ②事業者との協働によるみどりづくり ③学校との協働によるみどりづくり ④多様な主体との連携によるみどりづくり ⑤みどりの普及・啓発活動	
保全・活用、機能維持、整備等によりみどりのネットワークを充実することが課題です。	協働の取り組みの継続・発展が課題です。	

5. 改定の視点

- 改定の視点①
本市の骨格的なみどりを引き続き保全・活用
- 改定の視点②
公園緑地などの施設緑地に加え、地域制緑地など身近なみどりの拠点を充実
- 改定の視点③
土地利用状況などに応じたみどりの充実
- 改定の視点④
桜街道や水辺、歴史文化資源など、特徴的なみどりを活用したネットワークの形成
- 改定の視点⑤
協働によるみどりのまちづくりの取り組みを広げるしくみづくり

6. 基本方針

6-1. 基本理念とみどりの将来像

～協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川～

市民・事業者・学校・行政の協働・共助によるみどりのまちづくりを進め、淀川や寝屋川などの豊かな水と大規模な公園緑地におけるみどりの自然環境の保全や、まちなかのきめ細やかなみどりを保全、創出、充実し、水とみどりの中核市寝屋川としての更なる発展を目指します。



凡例		
■骨格となるみどり	■土地利用に応じたみどり	■ネットワークを形成するみどり
自然と歴史文化溢れるみどりの保全・再生 多様な機能を有する大規模公園等の充実	シンボルとなるみどりの充実 4駅周辺地域 学校・公共施設 地域性に応じたきめ細やかなみどりの保全・充実 社寺林・保存樹 住宅地(全般) 商業・業務地 農地 密集住宅地区 住工共存地 旧集落地	みどりの骨格や拠点をつなげる 主要な河川・水辺の保全・充実 主要な幹線道路沿いのみどりの充実 歴史街道等のみどりの充実
■拠点となるみどり		
都市公園の創出・充実 近隣公園 街区公園 農空間の保全		

※本将来像図は、主な内容を示したものであり、その全てを網羅したものではありません。

6-2. 基本方針

基本理念に基づき、将来像を実現するため、本計画の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1 骨格となるみどり	(1) 自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する
	(2) 多様な機能を有する大規模公園等を充実する
基本方針2 拠点となるみどり	(1) 都市公園を創出する
	(2) 都市計画公園を見直す
	(3) 都市公園を充実する
	(4) 農空間を保全する
基本方針3 土地利用に応じたみどり	(1) シンボルとなるみどりを充実する
	(2) 地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する
基本方針4 ネットワークを形成するみどり	(1) みどりの骨格や拠点をつなげる
	(2) きめ細やかなみどりをつなげる
基本方針5 みどりの管理運営	(1) 行動に関わるしくみをつくる
	(2) 協働の取り組みを進める
	(3) みどりを普及・啓発する
基本方針6 計画を推進、管理する	○ アクションプランの作成
	○ PDCI による進捗管理
	○ 計画全体の進捗状況の把握と評価
	○ 社会動向などを踏まえた計画の改善・見直し

6-3. みどりの目標設定案

目標年次（平成 52 年）における全体目標を設定します。

全体目標 1：市域面積に対する緑地の割合を約 14.5%から 20.0%にします。

全体目標 2：市域全体における都市公園面積を 126.97ha から約 140ha にします。

全体目標 3：市域面積に対する緑被地の割合を約 18.3%から 25.0%にします。

全体目標 4：市域面積に対する地域制緑地の割合を向上させます。